

機関番号：32660

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2009～2010

課題番号：21760486

研究課題名 (和文) 重度身体障害者の地域居住に関する研究

研究課題名 (英文) A Study on living situation in local community of severely and physically handicapped people

研究代表者

松田 雄二 (MATSUDA YUJI)

東京理科大学・理工学部建築学科・助教

研究者番号：70516210

研究成果の概要 (和文):本研究では、地域独自のグループホーム制度を利用することによって、最重度の身体障害を持つ人々でも地域で暮らすことが可能であり、また入居者の障害を様々なものとする事で、大規模な改修無しに生活できることが明らかになった。一方で、重度身体障害者のみを対象としたグループホームでは、浴槽リフトなどの設備が不可欠であること、自立支援法でのグループホーム・ケアホームでは十分なケアが受けられない可能性があることが示唆された。

研究成果の概要 (英文): In this survey, even the people with the most difficult physical disabilities could live in their local communities by using local governments' group home system. And in such cases, because residents are not limited in terms of their disabilities, only limited renovation are required. At the same time, from the research on the group homes for only people with physical disabilities, adding extra equipments such as lifts in bathroom are needed. Adding to that, from research on the group homes which are established based on Services and Supports for Persons with Disabilities Act, the possibility that residents could not receive appropriate care is suggested.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：建築計画学

科研費の分科・細目：建築学・建築計画／都市計画

キーワード：身体障害者、地域居住、グループホーム

1. 研究開始当初の背景

2002年に策定された「障害者基本計画」においては、「基本的な方針」に「地域での自立した生活を支援することを基本」とすることが盛り込まれ、「施設から地域へ」と障害者の居住環境を転換することが目指された。そのため、建築の分野でも障害者の地域における受け皿はどのようなものであるべ

きか、緊急に検討が迫られていた。

一方で2005年の障害者自立支援法の成立により、それまでホームヘルプ等の居宅サービスと療護施設等の施設サービスに分けられていたサービス体系は、療養介護等の介護給付と自律訓練等の訓練等給付、加えて移動支援などの地域生活支援事業に再編されることになった。これに伴い、今まで一つの入

所施設内で行われていたサービスが日中活動事業と居住支援事業に分けられ、施設利用者はそれぞれにあったサービスを昼・夜に分けて選択することができることになった。これらの、障害者基本計画とそれに関連した法制度の変更により、障害者施設は激変期を迎えた。

ここで現行法における障害者の居住制度について概観すると、居宅生活を送るものは居宅介護（ホームヘルプ）を、また医療的ケアが必要なものは医療機関における療護介護を、施設に入所するものには施設入所支援を、また精神障害者と知的障害者に関しては、グループホームとケアホームと呼ばれる共同生活の場を利用することが想定され、また自立した生活を送ることができるものには福祉ホームという住居が用意されている。しかし、常時ケアを必要とする重度身体障害者の地域における生活の場については、研究開始当初において十分な検討がなされているとは言い難い状況にあった。

2. 研究の目的

本研究は、研究開始時には制度的な受け皿の無い重度身体障害者の居住ニーズとその課題を、現に在宅で居住する重度身体障害者と、東京都など自治体での独自制度を利用して地域居住を行う重度身体障害者の実態を調査することにより、整理し把握することを目的とした。

具体的には、まず既存住宅に居住する重度身体障害者のニーズと課題を把握する。加えて、現行法では知的障害を持つ重度身体障害者は知的・精神障害者グループホーム（またはケアホーム）を利用することが、理論上は可能である。この点について、建築的に利用が可能であるのか、現状でのグループホーム・ケアホームの分析を行うことで可能性を検討する。加えて、東京都以外の自治体独自の制度を利用しグループホームなどで地域生活を送る重度身体障害者の実態を把握することで、重度身体障害者が地域に生きることの利点と問題点を把握し、地域生活を担保する居住環境の要件を把握することを試みる。

3. 研究の方法

本研究の前提として、重度身体障害者の地域生活は、必ずしもある一つの施設体系によって担保されるものではないということがある。想定される地域生活の可能性としては、1) 法定グループホーム・ケアホームの利用（知的・精神障害を併せ持つ身体障害者の場合）、2) 居宅でのホームヘルプの利用、3) 自治体独自の制度利用（東京都・横浜市など）が挙げられる。本研究では、このそれぞれにおいて可能性を検討し、今後の重度身体障害

者の地域居住のあり方を考察するとともに、併せて「地域」に居住することの意味を施設形態の面から評価し、また障害程度と「自立」のあり方について検討を行う。そのため、以下の方法で調査を行った。

まず、地域で居宅生活を行う重度身体障害者と、サポート組織に対しインタビュー調査と居宅の実態調査を行い、居宅生活を可能にする建築的要件を把握するとともに、現状における問題点を抽出する。また、地域における生活を構成する要素を明らかにし、どのような地域資源が重度身体障害者の生活をサポートするのか、明らかにする。

次に、東京都の独自制度である重度身体障害者グループホームについて調査を行い、「重度身体障害」という状況が必要とする建築的要因を検討する。また、横浜市では独自制度として障害種別を問わないグループホームを展開しているため、これらのグループホームに対しアンケート調査を行い、どのような身体障害者が、どのような人々と、どのような施設にて地域生活を送っているのか、概況を把握する。

他方、調査期間中の2009年10月に厚生労働省から通達が出され、法定のグループホーム・ケアホームの利用者に身体障害者が含まれることとなった。これにより、横浜市のグループホームは法定へと移行するものも見られた。そのため、この制度変更がどのように入居者の生活に変化を与えたのか、またそれが今後の身体障害者の地域居住のかたちとして受容することが可能なのか、アンケート調査を通じ明らかにすることとした。

4. 研究成果

(1) まず、現状での重度身体障害者の地域生活の実態を把握するため、江東区の社会福祉法人「ゆめグループ福祉会」の取り組みについてヒアリングと現地調査を行った。具体的には、江東区の独自制度を用い知的障害者と重度身体障害者がともに暮らす心身障害者生活寮「ひだまり」など5施設に関し調査を行った。「ひだまり」においては、移動に全介助が必要な重度の肢体障害をもつ入居者1名が1階に、加えて軽度の肢体障害や知的障害を持つ入居者が2階で生活している。既存の木造2階建ての建物を利用するこの施設は、最重度の入居者の生活が1階のみで完結するように改修が行われ、部屋に直結した外部からの出入口が設けられた。この出入口にはリフトが設置され、車いすでの出入りが可能になっている（図1）。またこの入居者が入浴できるよう、1階の浴室は床に埋められ、介助を介して入浴ができるようになっている。また肢体に障害のない知的障害者が2階に暮らすため、それ以外の部分には改修が必要なく、最低限の改修と設備で重度身体障

害者が居住できる環境が作られている。



(図1 増設された出入口とリフト)

また同じ生活寮である「ひだまり第2」でも、最重度の身体障害を持つ入居者1名が1階に居住し、知的に障害を持つ入居者が2階に居住することで、最低限の改修での居住が実現されている。

(2) 東京都の独自制度である「重度身体障害者グループホーム」について、8施設においてヒアリングと現地調査を行った。この8施設のうち新築は7施設、改築は1施設であり、ほとんどが新築である。調査の結果、施設開設時に浴室リフトが設置されていた施設は5施設であったが、調査時には2施設において浴室リフトが追加的に設置されている(図2)。ヒアリング結果からは、制度的に常勤職員を充実させることが難しいこと、そのためケアを基本的にはヘルパーに頼らざるを得ないこと、そのためなるべく技術や体力の必要のないリフトが入浴には必要であることなどが明らかになった。また、平屋で生活が完結する1施設を除きすべての施設にエレベータが設置されている。すなわち、重度身体障害者のみを対象としたグループホーム



(図2 増設された浴室リフト)

ムの場合、設備的な充実はケアの側面から必

須であると言える。

(3) 身体に障害を持つ入居者も入所する知的障害者入所授産施設が、制度変更を受けケアホームに移行した事例をもとに、調査時(2009年)において自立支援法下におけるケアホーム・グループホームが身体障害者にも利用可能であるのかを調査した。入所授産施設は4人部屋が許されるが、自立支援法下におけるケアホーム・グループホームは個室が義務づけられている。本調査では、定員40名の入所授産室がケアホームに移転する前後を調査することで、前後においてどのような変化が生じたのかを明らかにすることを試みた。調査対象施設は、4人部屋を8室持つ入所授産室から、ケアホームへと移転した。そのため、新規に3棟のケアホームを敷地内に増設し、併せて既存施設を改修、4人部屋1室を個室2室に作り替え、制度変化に対応した。ここでは、改修と入居者の移転前後において、入居者の行動観察調査とヒアリング調査を行い、個室化がどのような影響を与えたのかを調査した。

調査対象施設には重度の肢体障害を持つ入居者は1名しか存在しなかったが、結果としては個室へとスムーズな移行が見られた。これは、建設されたケアホームが十分にバリアフリーであったことが寄与している。しかし、入浴は既存の大型の浴室(図3)が使われるなど、入居者の多くが肢体に障害を持つ者であった場合の対応には疑問が残った。



(図3 既存の大型浴室)

(4) 自立支援法成立以前より、独自にグループホーム制度を展開している横浜市を対象に、現状を把握し今後の展望を検討するためアンケート調査を行った。横浜市の独自制度によるグループホームは、障害種別を問わず入居できるという特徴を持つ。調査開始時には、このような生活の場は法律上は存在しなかった。独自制度の枠組みの中で、「グループホーム」という施設でありながらホームへ

ープホームを利用する生活を営むことができ、東京都の独自制度と並び身体障害者の地域居住の一つの選択肢であることが期待された。

しかし、調査を実施中に厚生労働省より通達が出され、自立支援法上のグループホーム・ケアホームに身体障害者が入居できることとなった。これは、制度の一般性を担保するという点では喜ばしいことであるが、他方自立支援法上のケアホーム・グループホームは「施設」として扱われるため、原則としてホームヘルプの利用ができない。このような状況に運営者がどのように対応し、またどのように感じているのか、アンケートにより調査を行った。

調査対象としては、WAM ネットを通じ所在を確認できた 361 の横浜市障害者グループホームである。このうち、有効回答は 58 件（入居者数にして計 288 名）であった。まず、身体障害等級を持つ入居者は 19 施設で確認され、総数は 39 名である。また、3 名以上の入居者が身体障害等級を認定されているグループホームは 6 施設であった。このうち、4 施設は横浜市独自制度で運営され、2 施設は独自制度から法内施設へと転換している。

転換した 2 施設ではいずれもヘルパーが利用されているが、1 施設では移動介助のみであり、1 施設では身体介護が利用されている。移動介助のみ利用されている施設は、全般に入居者の身体障害の程度が軽く、また身体介護が利用されている施設では身体障害の程度が重い。

独自制度のまま運営されている 4 施設のうち、法内施設への転換を予定している施設は無い。また 2 施設では身体障害の程度が重い入居者が多く見られたが、どちらの施設でも身体介護が利用されていた。

(5) 結論として、全般的に現状の自立支援法下でのケアホーム・グループホームへ身体障害者が入居することは難しいことが示された。一つには、重度の障害を持つ入居者の場合、ホームヘルパーの利用が可能か極めて不透明（最重度の入居者には自治体の裁量でホームヘルプの利用が認められる可能性がある）であり、もし利用ができない場合、生活が成り立たなくなる可能性があるからである。またホームヘルプを利用すると施設利用への加算が減ぜられ、施設としての収入が減少する。これも、ホームヘルプサービスの利用を疎外する要素であることが明らかになった。

他方、自治体独自の制度において、居宅的にグループホームを運営し、そのなかでホームヘルプを利用する方法は、ホームヘルプの認定時間によっては地域居住の選択肢となり得ることも示された。しかし、東京都の事例が示すとおり重度身体障害者のみのグル

ープホームの場合、浴室リフトやエレベータ設置が必須である。江東区での事例のように、柔軟に利用者を組み合わせることによって、既存住宅の利用の可能性もあることも、同時に示唆された。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕（計 2 件）

(1) 松田雄二、吉弘麻衣子、西野亜希子、初見学：知的障害者入所授産施設の個室化が入居者・職員に与えた影響について 施設に入所する精神・知的障害者の環境移行に関する研究 その 1、日本建築学会大会学術講演梗概集、E-2 分冊、pp. 229-230, 2010.9、富山市

(2) 吉弘麻衣子、松田雄二、西野亜希子、初見学：知的障害者入所授産施設における環境移行前後の居場所の変化について 施設に入所する精神・知的障害者の環境移行に関する研究 その 1、日本建築学会大会学術講演梗概集、E-2 分冊、pp. 231-232, 2010.9、富山市

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松田 雄二 (MATSUDA YUJI)

東京理科大学・理工学部建築学科・助教

研究者番号：70516201

(2) 研究分担者

該当無し

(3) 連携研究者

該当無し